

宝殿駅南駐車場の設置及び管理に関する要綱

(設置)

第1条 鉄道と道路交通の結節点である駅前広場の安全かつ円滑な交通を確保することにより、都市の機能の増進に寄与するため駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宝殿駅南駐車場	加古川市米田町平津457番8

(駐車できる自動車)

第3条 駐車場に駐車できる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する準中型自動車及び普通自動車で積載物を含め、長さ5メートル、幅1.9メートル、高さ2.1メートルをそれぞれ超えないものとする。

(駐車券の交付)

第4条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、入場の際駐車券の交付を受けなければならない。

(料金)

第5条 利用者は、別表に定める駐車料金を納めなければならない。

2 駐車料金は、自動車の出庫の際に納めるものとする。

(料金の徴収等)

第6条 前条に規定する駐車料金は、駐車券により算定する。ただし、駐車券を紛失した場合は、市長が算定した額とする。

2 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに駐車券紛失届出書に入庫日時その他必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(料金の不還付)

第7条 既納の料金は、還付しない。

(駐車拒否)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性、引火性又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれのあるとき。
- (4) その他駐車場の管理に支障があるとき。

(禁止行為)

第9条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をすること。
- (4) みだりにごみを捨て、騒音を発し、又は火気(喫煙を含む。)を使用すること。
- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用の休止)

第10条 市長は、駐車場の整備その他必要があるとき、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償等)

第11条 利用者は、駐車場の施設又は設備を損傷し、破損し、又は滅失させたときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、駐車場内の自動車について、損傷、汚損、滅失、盗難等の損害が生じてもその責任を負わない。

(管理の委託)

第12条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67条)第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を委託することができる。

附 則

この要綱は、駐車場開設日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月12日から施行する。

別表（第5条関係）

駐 車 料 金	午前6時から午後10時までの利用については、60分毎に100円。ただし、最大料金を1,000円とする。
	午後10時から午前6時までの利用については、120分毎に100円

備 考 駐車料金を算定する場合には、午前6時から午後10時までの利用については、60分に満たない端数は60分とみなす。また、午後10時から午前6時までの利用については、120分に満たない端数は120分とみなす。